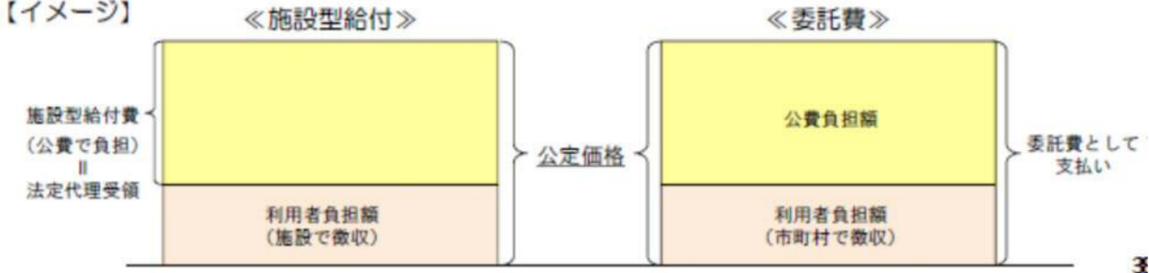


国の子ども・子育て会議での審議状況について

- 平成25年4月に内閣府に設置。
- 開催状況（平成26年3月12日現在） 子ども・子育て会議：12回 基準検討部会：16回
- 審議状況

審議項目	審議済みの内容	今後の動き										
<p>【基本指針】</p> <p>平成25年7月26日 子ども子育て会議（第5回） 基本指針（案）了承</p>	<p>○子ども・子育て支援の意義 ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。</p> <p>○地方自治体の事業計画の作成指針 ・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。（計画期間5年間）</p> <p>○制度に関する基本的事項の提示 ・現在の利用状況及び利用希望を踏まえ、量の見込みを把握。⇒ 確保の内容、実施時期。 ・需給調整の仕組み。（需要>供給⇒原則認可、需要<供給⇒認可しないことができる）</p> <p>○関連施策との連携 ・子ども・子育て支援新制度は、ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。</p>	<p>○平成26年3月末（予定） 基本指針告示</p>										
<p>【保育の必要性の認定基準】</p> <p>平成26年1月15日 子ども・子育て会議(第11回) ・基準検討部会（第12回） 基準（案）とりまとめ</p>	<p>○新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。</p> <p>○給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって、施設・事業者に対して求める基準を設定。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">現行の「保育に欠ける」事由</p> <p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。</p> <p>①就労（昼間労働することを常態としていること）</p> <p>②妊娠・出産 ③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居親族の介護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥その他</p> </div> <div style="font-size: 2em; color: blue; margin: 0 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">新制度における「保育の必要性」の事由</p> <p>○以下のいずれかの事由に該当すること。</p> <p style="text-align: center;">※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能。</p> <p>①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応）</p> <p>②妊娠・出産 ③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること。</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p> </div> </div> <p>○主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」2区分を設定。</p> <p>○就労時間の下限：1ヶ月48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態を考慮し定める時間とする。</p>	<p>○平成26年3月末（予定） 政省令制定</p>										
<p>【確認制度】</p> <p>平成25年12月26日 子ども・子育て会議（第10回） ・基準検討部会（第11回） 基準（案）とりまとめ</p>	<p>○新制度では、実施主体である市町村が、認可施設・事業者から、施設型給付・委託費、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。</p> <p>○確認を受けた施設・事業者は、運営基準を遵守しなければならないが、また、それらの施設・事業者に関する基本的な情報を都道府県が利用者に公表する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">運営基準の分類</th> <th style="width: 50%;">主な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用開始に伴う基準</td> <td>・提供する教育・保育の内容・手続きの説明、同意、契約 等</td> </tr> <tr> <td>教育・保育の提供に伴う基準</td> <td>・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 等</td> </tr> <tr> <td>管理・運営等に関する基準</td> <td>・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた規程の策定、掲示 等</td> </tr> <tr> <td>撤退時の基準</td> <td>・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）</td> </tr> </tbody> </table>	運営基準の分類	主な事項	利用開始に伴う基準	・提供する教育・保育の内容・手続きの説明、同意、契約 等	教育・保育の提供に伴う基準	・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 等	管理・運営等に関する基準	・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた規程の策定、掲示 等	撤退時の基準	・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）	<p>○平成26年3月末（予定） 政省令制定</p> <p>※公定価格で議論する項目 ・定員超過の場合の取扱い ・上乗せ徴収の取扱い ・第三者評価の費用負担</p>
運営基準の分類	主な事項											
利用開始に伴う基準	・提供する教育・保育の内容・手続きの説明、同意、契約 等											
教育・保育の提供に伴う基準	・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 等											
管理・運営等に関する基準	・施設の目的・運営方針、職員の職種、員数等の重要事項を定めた規程の策定、掲示 等											
撤退時の基準	・確認の辞退・定員減少における対応（利用者の継続利用のための便宜提供等）											

審議事項	審議済みの内容	今後の動き																																
<p>【認可基準】 ＜幼保連携型認定こども園＞</p> <p>平成 25 年 12 月 26 日 子ども・子育て会議（第 10 回） ・基準検討部会（第 11 回） 基準（案）とりまとめ</p>	<p>○学校かつ児童福祉施設たる「単一の施設」としての幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。 ○既存施設（幼稚園、保育所、認定こども園）からの円滑な移行を確保するため、設備に限り、一定の移行特例を設ける。 なお、法施行までに認定を受けた幼保連携型認定こども園については、みなし認定となり、設備について現行基準を適用。</p> <p>【新規設置の場合】</p> <p>基本的考え方：幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ。</p> <p>主な基準案 （学級編成・職員配置基準） ・満 3 歳以上の子どもの教育時間は学級を編成し、専任の保育教諭を 1 人配置 〈園長等の資格〉 ・原則として、教諭免許状と保育士資格を有し、5 年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ・ただし、これと同等の資質を有する者も認める。（設置者が判断する際の指針を示す） 〈園舎・保育室等の面積〉 ・満 3 歳以上の園舎面積は幼稚園基準（3 学級 420 m²、1 学級につき 100 m²増） ・居室・教室面積は、保育所基準（1.98 m²/人、乳児室は 1.65 m²/人、ほふく室は 3.3 m²/人） 〈園庭（屋外遊戯場、運動場）の設置〉※名称は「園庭」とする。 ・園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 ① 2 歳の子どもについて保育所基準（3.3 m²/人） ② 満 3 歳以上の子どもに係る幼稚園基準(3 学級 400 m²、1 学級につき 80 m²増)と保育所基準のいずれか大きい方 ※代替地は面積算入せず。一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。 〈食事の提供、調理室の設置〉 ・提供範囲は、保育認定を受ける 2 号・3 号子ども（1 号子どもへの提供は園の判断）。 ・原則自園調理。満 3 歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可。</p>	<p>○平成 26 年 3 月末（予定） 政省令制定</p> <p>※具体的な職員配置基準は、公定価格の議論において検討。</p> <p>※その他公定価格で議論する項目 ・第三者評価の費用負担 ・健康診断の費用負担 ・子育て支援事業の運営基準</p>																																
<p>＜地域型保育事業＞</p> <p>平成 25 年 12 月 26 日 子ども・子育て会議（第 10 回） ・基準検討部会（第 11 回） 基準（案）とりまとめ</p>	<p>○新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を市町村による認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。</p> <p>【小規模保育の主な認可基準】</p> <table border="1" data-bbox="611 1272 2258 1812"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th rowspan="2">保育所</th> <th colspan="3">小規模保育事業</th> </tr> <tr> <th>A型(ミニ保育所に近い類型)</th> <th>B型(中間型)</th> <th>C型(家庭的保育に近い類型)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">職員</td> <td>職員数</td> <td>0歳児3:1 1・2歳児6:1</td> <td>保育所の配置基準+1名</td> <td>保育所の配置基準+1名</td> <td>0～2歳児3:1 (補助者を置く場合、5:2)</td> </tr> <tr> <td>資格</td> <td>保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)</td> <td>保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。</td> <td>1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施</td> <td>家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者</td> </tr> <tr> <td>設備・面積</td> <td>保育室等</td> <td>0歳・1歳 乳児室1人当たり1.65m² ほふく室1人当たり3.3m² 2歳以上 保育室等1人当たり1.98m²</td> <td>0歳・1歳児1人当たり3.3m² 2歳児1人当たり1.98m²</td> <td>0歳・1歳児1人当たり3.3m² 2歳児1人当たり1.98m²</td> <td>0歳～2歳児 いずれも1人3.3m²</td> </tr> <tr> <td>処遇等</td> <td>給食</td> <td>自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員</td> <td>自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員</td> <td>自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員</td> <td>自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。 ※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。 ※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。</p>			保育所	小規模保育事業			A型(ミニ保育所に近い類型)	B型(中間型)	C型(家庭的保育に近い類型)	職員	職員数	0歳児3:1 1・2歳児6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児3:1 (補助者を置く場合、5:2)	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室1人当たり1.65m ² ほふく室1人当たり3.3m ² 2歳以上 保育室等1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児1人当たり3.3m ² 2歳児1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児1人当たり3.3m ² 2歳児1人当たり1.98m ²	0歳～2歳児 いずれも1人3.3m ²	処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	<p>○平成 26 年 3 月末（予定） 政省令制定</p>
					保育所	小規模保育事業																												
		A型(ミニ保育所に近い類型)	B型(中間型)	C型(家庭的保育に近い類型)																														
職員	職員数	0歳児3:1 1・2歳児6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児3:1 (補助者を置く場合、5:2)																													
	資格	保育士 ※保健師又は看護師の特例有(1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。	1/2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師の特例を設ける。 ※保育士以外には研修実施	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者																													
設備・面積	保育室等	0歳・1歳 乳児室1人当たり1.65m ² ほふく室1人当たり3.3m ² 2歳以上 保育室等1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児1人当たり3.3m ² 2歳児1人当たり1.98m ²	0歳・1歳児1人当たり3.3m ² 2歳児1人当たり1.98m ²	0歳～2歳児 いずれも1人3.3m ²																													
処遇等	給食	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員																													

審議事項	審議済みの内容				今後の動き																							
<p>＜地域型保育事業＞</p> <p>平成 25 年 12 月 26 日 子ども・子育て会議（第 10 回） ・ 基準検討部会（第 11 回） 基準（案）とりまとめ</p>	<p>【家庭的保育事業等の認可規準】</p> <table border="1" data-bbox="617 226 2169 877"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>家庭的保育事業</th> <th>事業所内保育事業</th> <th>居宅訪問型保育事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">職員</td> <td>職員数</td> <td>0～2歳児3:1 家庭的保育補助者を置く場合5:2</td> <td rowspan="2">定員20名以上 保育所の基準と同様</td> <td>0～2歳児1:1</td> </tr> <tr> <td>資格</td> <td>家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者</td> <td>必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設備・面積</td> <td rowspan="2">保育室等</td> <td rowspan="2">0歳～2歳児1人当たり3.3㎡</td> <td>定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>処遇等</td> <td>給食</td> <td>自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)</td> <td>自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 家庭的保育事業、事業所内保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。(事業所内の卒園後の受け皿に関しては、地域枠の子どものみ対象)</p> <p>※ 連携施設や保育従事者の確保等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。</p> <p>※ また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。</p>						家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業	職員	職員数	0～2歳児3:1 家庭的保育補助者を置く場合5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児1:1	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	設備・面積	保育室等	0歳～2歳児1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—	処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—	<p>○平成 26 年 3 月末（予定） 政省令制定</p> <p>※公定価格で議論する項目 ・家庭的保育補助者の配置</p> <p>※その他検討を要する項目 ・居宅訪問型保育者に対する労働基準法の適用（1対1の対応となる保育者の休憩時間の取扱い）</p>
		家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育事業																								
職員	職員数	0～2歳児3:1 家庭的保育補助者を置く場合5:2	定員20名以上 保育所の基準と同様	0～2歳児1:1																								
	資格	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) *市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者		必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者																								
設備・面積	保育室等	0歳～2歳児1人当たり3.3㎡	定員19名以下 小規模保育事業A型、B型の基準と同様	—																								
			処遇等	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員 (3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当すること可)	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理設備 調理員	—																					
<p>【地域子ども・子育て支援事業】</p> <p>平成 25 年 12 月 26 日 子ども・子育て会議（第 10 回） ・ 基準検討部会（第 11 回） 基準（案）とりまとめ</p>	<p>○市町村は、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業を実施する。(利用者支援事業、一時預かり事業、放課後児童クラブ、病児保育事業等 法定13事業)</p> <p>【主な取りまとめ事項】</p> <table border="1" data-bbox="617 1178 2258 1453"> <tbody> <tr> <td>利用者支援事業</td> <td>新規事業となるため、事業内容を検討。①基本型、②特定型を創設。</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>事業の普及を図るため、事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算） ②余裕活用型 ③幼稚園型 ④訪問型に再編。</td> </tr> <tr> <td>放課後児童クラブ <small>（社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」にてとりまとめ）</small></td> <td>事業の実施にあたっての設備運営に関する基準の方向性を了承。 従事者：研修を受講した者 職員：2人以上配置（うち1人は有資格者） 規模：概ね40人 面積：児童1人当たり概ね1.65㎡ 開所日数：年間250日以上 開所時間：平日3時間以上 休日8時間以上</td> </tr> </tbody> </table>				利用者支援事業	新規事業となるため、事業内容を検討。①基本型、②特定型を創設。	一時預かり事業	事業の普及を図るため、事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算） ②余裕活用型 ③幼稚園型 ④訪問型に再編。	放課後児童クラブ <small>（社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」にてとりまとめ）</small>	事業の実施にあたっての設備運営に関する基準の方向性を了承。 従事者：研修を受講した者 職員：2人以上配置（うち1人は有資格者） 規模：概ね40人 面積：児童1人当たり概ね1.65㎡ 開所日数：年間250日以上 開所時間：平日3時間以上 休日8時間以上	<p>○平成 26 年 3 月末（予定） 政省令等制定</p> <p>※公定価格で議論する項目 ・実費徴収に係る補足給付</p>																	
利用者支援事業	新規事業となるため、事業内容を検討。①基本型、②特定型を創設。																											
一時預かり事業	事業の普及を図るため、事業類型等を見直し、①一般型（基幹型加算） ②余裕活用型 ③幼稚園型 ④訪問型に再編。																											
放課後児童クラブ <small>（社会保障審議会児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」にてとりまとめ）</small>	事業の実施にあたっての設備運営に関する基準の方向性を了承。 従事者：研修を受講した者 職員：2人以上配置（うち1人は有資格者） 規模：概ね40人 面積：児童1人当たり概ね1.65㎡ 開所日数：年間250日以上 開所時間：平日3時間以上 休日8時間以上																											
<p>【公定価格・利用者負担】</p>	<p>○新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障。</p> <p>【イメージ】</p>  <p>○平成 26 年 3 月末を目途に「公定価格の骨格」（数字抜き）を取りまとめる予定。⇒5月頃「公定価格の仮単価」提示</p>				<p>○個別検討項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定区分・年齢、保育必要量、地域区分、定員規模との関係 ・職員配置、処遇改善等 ・給食費の取り扱い ・障害児の受け入れ促進 ・減価償却費、賃借料の取り扱い ・第三者評価の取り扱い ・各種加算 ・事務処理体制 等 																							